

被災地の廃棄物の広域処理に関する住民説明会において寄せられた ご質問および回答 【7月2日 梅香中学校にて】

説明会の当日に、参加された住民の皆様から寄せられたご質問の要旨と、回答の要旨を掲載させていただきました。なお、当日の回答内容に加え、よりわかりやすくするために解説を一部追記しております。

【ご質問の要旨1】

放射性物質については、セシウムしか書かれてないが、他の放射性物質についてはどうか。

（環境省による回答要旨）

セシウム以外につきましては、プルトニウムやストロンチウムが、福島第一原発の非常に近くにおいて分析結果が得られております。文部科学省の方で整理し、プルトニウムやストロンチウムというのは福島第一原発に近いところに存在し、また、健康影響を評価するうえではセシウムに着目して行うことが適切であるとされていますので、セシウムに限定しております。

【ご質問の要旨2】

ダイオキシン等の発がん性物質についてはどうか。

（環境省による回答要旨）

ダイオキシン類は 800℃まで高温焼却して、200℃まで一気に温度を下げることで、ダイオキシンの再合成がなくなり、非常に厳しい焼却炉のダイオキシン基準を満たしておりますのでご安心いただきたいと思います。

【ご質問の要旨3】

フェニックスの方ではがれきの受け入れについては難しいと報道されていたがどうであるか。

（大阪府による回答要旨）

フェニックスにつきましては、現在大阪府から、大阪市の北港処分地と同じように技術的な個別評価を受けていただくように働きかけをしています。できるだけ早く個別評価を受けていただき、安全に処分できる方法を決定していただけるように進めていきたいと考えております。

（解説）

フェニックス（大阪湾広域臨海環境整センター）は、近畿2府4県と168市町村、4港湾管理者が出資する法人で、構成自治体の圏域において発生する一般廃棄物焼却灰や産業廃棄物などの埋立処分を行っています。

フェニックスの最終処分場は水面の管理型処分場のため、国の個別評価を受けて安全に埋立処分できる方法を決めていく必要があることから、現在、大阪府では関西広域連合を通じてフェニックスに個別評価を受けるよう働きかけています。

【ご質問の要旨 4】

なぜ、岩手県から遠く離れた大阪で、無駄に輸送コストをかけてがれき処理をするのか。セシウムを含んだものをわざわざ大阪まで持ってきて処理するのは不自然である。

（大阪市長による回答要旨）

復旧復興に一番必要なことは、早くがれきの処理を行うことです。今山積みになっているがれきをきちんと処理をしないと、復旧復興の作業が始まりません。出来る限り早く、がれきの処理をしないと、建物を建てる、道路を作り直すということもできません。環境省は、平成 26 年 3 月までに災害廃棄物の処理を行うことを方針としています。費用がかかったとしても、岩手のがれきの処理をしなければいけないと考えます。

【ご質問の要旨 5】

放射性物質については、県内で閉じ込めておくべきではないか。

（大阪市長による回答要旨）

非常に放射能濃度の高い物質であれば、その場所に閉じ込めておきます。福島にあるがれきは他には移動をせず、福島の中に閉じ込めます。

しかし、普通に生活していても、放射性物質は浴びます。普通に生活していて浴びる放射性物質の数字と比べて、はるかに低く全く影響のないものを受け入れます。

今こうして普通に生活をしていても、放射性物質を浴びています。世界では平均 2.4 ミリシーベルトの放射線を浴びています。日本では、普通に生活しても、1.4 ミリシーベルトの放射線を浴びています。

この差の 1 ミリシーベルトくらいは、普通に生活し浴びても問題がない数字だろうというのが、今の科学的な知見、科学的な話です。

例えば、エックス線、レントゲンなどを写しても、0.05 ミリシーベルトや 0.6 ミリシーベルトの放射線を浴びています。胃のエックス線の集団検診で 0.6 ミリシーベルト、人間ドックでの全身 CT スキャンをすると 6.9 ミリシーベルトの放射線を浴びています。

今回がれきを受け入れたとしても 0.01 ミリシーベルト以下ですので、さらにはるかに低い数字です。普通に生活していても、浴びる数字と比べて、全く影響のない数字のものだけを受け入れるということです。

【ご質問の要旨 6】

数値的に大丈夫であっても、風評被害を受けるので、持ってこない方がよい。

(大阪市長による回答要旨)

普通に生活していても、年間1ミリシーベルトは大阪でも浴びています。日常浴びている放射線の数字と比べて、年間0.01ミリシーベルト以下という数字について考えていただきたいと思います。

【ご質問の要旨 7】

西日本については、安全であると言えるような状態に保つことが、日本全体を考えた場合大事ではないか。

(大阪市長による回答要旨)

これまで1年間かけて、ずっと議論をしてきて、専門家の判断も聞いて、これは普通に生活して、普通に浴びている放射線と比べても、レントゲンを受けるとかそういう数字と比べても、何らこの数字は問題ないと判断しました。レントゲンにしても何にしても放射線は出ます。完全に放射線フリーな地域はありません。

レントゲンや日常浴びている放射線の数字と比べて、この数字が危険なのかどうなのかというところを、ご理解ご判断いただきたいと思っています。

【ご質問の要旨 8】

データ公表とあるが、毎日公表してくれるのか。

(大阪府による回答要旨)

基本的には新しい情報が出ましたら、すべて報道提供、資料提供をいたしまして、ホームページ等で発表させていただくことで考えております。

【ご質問の要旨 9】

北港で処理する際に、作業員は放射能を防ぐ防護服を着用するのか。着用して作業するというのであれば、区民に対して安全と言えないのではないのか。

(環境省による回答要旨)

今回扱うような灰の場合であれば、特にそういった防護服を着なくても、作業員の安全は守れるような性質のものになっています。

先行事例として東京都等々でいくつか受け入れをされていますが、そういった場所において、防護服を着ているという話は聞いておりません。

【ご質問の要旨 10】

積み降ろしの港湾施設、積み替えの施設、陸上ルートについては、決定しているのか。

（大阪府による回答要旨）

港湾施設と積み替え施設につきまして、現時点では、まだ場所は決まっておられません。大阪府の契約により決定をしていきたいと考えております。

現在、まだ契約事務を行っていませんが、契約の発注をして、落札をした段階で場所を決めるという方向で現在検討しています。

【ご質問の要旨 11】

バグフィルターの交換の処理の仕方について教えていただきたい。

（環境省による回答要旨）

バグフィルターの交換ですが、焼却後の焼却灰、2,000 ベクレル/kg 以下のものについて、通常焼却灰を運ぶルートがあります。それと全く同じ処理をすればよいと考えておりました、焼却灰よりバグフィルターの濃度が高くなることはありませんので、全く同じ処理をすればよいと考えております。

（大阪市による解説）

本市が受け入れる予定の廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量です。また、府の指針により府域で受け入れる廃棄物の放射能濃度は 100 ベクレル/kg 以下となっており、現地で府の職員が常駐して確認し厳格に管理することになっております。この 100 ベクレル/kg は、一般食品の新基準と同じです。

これらのことから、これまでどおり、通常の維持管理を徹底することで問題ないと考えております。

なお、焼却工場に関する本市独自の安全基準を 4 月に策定したところです。

【ご質問の要旨 12】

焼却した灰は、どんどん濃縮されていくと思うが、今回のような震災が大阪で起こった場合、最終処分地から流れ出して、海や飲み水に影響するのではないのか。

（環境省による回答要旨）

地震で処分場の中の焼却灰が外に出してしまうということは基本的には想定はしてありませんが、仮に津波を受けて、焼却灰の中のセシウムが全部溶けだしたとしても、環境省が告示で定めている基準を満たす数値になりますので、ご安心いただきたいと思います。

(解説)

焼却により放射性セシウムは灰に濃縮しますが、それ以降どんどん濃縮することはありません。

【ご質問の要旨 13】

バグフィルターで 99%取れるという根拠は、京都大学の高岡教授の研究からきていると思うが、その研究に用いている規格、JISZ8808 というのはダストを捕捉する規格であって、ガス状のセシウムを捕捉する規格ではないため、全くとごまかしではないのか。

(環境省による回答要旨)

JISZ8808 の準用については、様々な専門家の方々に集まっていただき、じっくり検証したうえで、これを採用するということを決めております。高岡教授の実験を元にだけ 99%取れていると言っているわけではございません。実際に福島県内の廃棄物焼却炉でのバグフィルターの前と後の濃度を実際に測って非常に細かく分析をしたうえで、実測でも出している数字です。ガス状のものもしっかり測定が出来るようなやり方で調査をしておりますので問題ないと考えております。

【ご質問の要旨 14】

橋下市長は、此花区民の声を聞いて、どれくらいの反対の数があれば、やめようと判断されるのか。

(大阪市長による回答要旨)

此花区民の皆さんの意見でどのように判断が変わるのか、またどのくらい此花区民の皆さんが反対すれば、この問題にストップをかけるのかということですが、私の立場では、住民の皆さんが反対だというその声だけで、やめますというわけにはいきません。

重要なことは、その反対意見の中にしっかりと論理的理由があるかどうか、きちっと理由があって、そうしなければおかしい、というようなことになれば、住民の皆さんの意見を必ず尊重をしなければなりません。

ただ今回は安全性の問題については、私も 1 年間かけて、ずっと考えてきましたけれども、日常生活でも浴びている放射線の量と比べて、はるかに低い数字ということであれば、安全性について、これは問題だというふうに判断するものではないと思っております。

【ご質問の要旨 15】

子どもたちの健康診断を年に 2 回くらいやってもらえるのか。

(大阪市長による回答要旨)

健康診断については、ほんとに危険性があるって、問題があれば、健康診断ということになると思いますが、かえって風評被害とかにつながってくると思います。

福島、岩手でも、毎年の健康診断ということはやっておりません。数字を見れば、普通に生活していて浴びている放射線、それよりも遥かに少ない数字であるという前提事実からすれば、子どもたちに健康診断ということをやるということは、かえってマイナスになるかと思います。

【ご質問の要旨 16】

もし、死んでしまったら、大阪市は責任をとるのか。

（大阪市長による回答要旨）

今、生活していても放射線を浴びています。そうすると普通に生活していて、何か病状が発生したということになると、これは一体、誰の責任なのかという話になってきます。今のこの時も、放射線は浴びていますので、それと比べて0.01ミリシーベルトという数字が健康に影響があるとか、害悪が出るということは無いというのが、科学的な検討結果です。

【ご質問の要旨 17】

セシウムが問題でなくても、トラックで運搬されることで大気汚染によって被害が出た場合は責任をとってくれるのか。

（大阪府による回答要旨）

岩手県から大阪へ持ってきますのは海上輸送ですが、大阪に入りましてからの輸送は、陸上輸送ということで考えております。どのような形で舞洲工場まで運ぶのかということにつきましては、ルートを含めまして、現時点では、まだ場所は決まっておりません。現在、まだ契約事務を行っていませんが、契約の発注をして、落札をした段階で場所を決めるという方向で現在検討しています。

（解説）

運搬に使用する車両は、環境に配慮した車両とすることを考えています。

【ご質問の要旨 18】

今回の説明で用いているデータや数値については、第三者機関や公的機関で証明された数値なのか。

（環境省による回答要旨）

資料については情報量もあまり多くなりすぎないように出来るだけ分かりやすく作ったものですが、実際には、第三者機関に委託して計量証明を取って出てきた数字です。必要があればどこでどのように出てきた数値か、それから計量証明書等についてもお出しすることができます。

(大阪市長による回答要旨)

この数字の根拠や第三者機関の状況等については、きちんと大阪市のホームページにも掲げていきたいと思えます。

【ご質問の要旨 19】

100 ベクレルというのは、放射性廃棄物のドラム缶に入れて、厳重に管理しない数値であり、このような危ない数値を用いて作られた資料は信じられない。

資料自体もう一度、作り直しもう一回やり直していただけないか。

(環境省による回答要旨)

100 ベクレルという数字は色々な意味のある数字ですが、これは放射性物質、例えば原子炉を解体した時に出てくる廃棄物がありますが、このうち 100 ベクレル以下の物については「一般的な廃棄物と同じように、若しくは資材と同じようにリサイクルをしてもかまわない」と、そういったことで位置づけられている数字です。

例えば鉄とかコンクリートくずとかそういったものが出てくる訳ですが、その鉄を我々の生活で触れるような形で使っても何ら健康上問題が無いといったことで設けられている数字です。

これは国際的にも IAEA というところで考え方はまとめられておまして、100 というのはむしろ世界の中でも非常に低い方というふうに考えております。

【ご質問の要旨 20】

他の国が 10 ベクレルなのに、日本は 100 ベクレルなのか。今の日本政府が仕方がないから作っているのではないのか。

(大阪市長による回答要旨)

今確認しましたが、10 ベクレルという国はないとのこと。

通常の食べ物であれば 100 ベクレルという基準になっています。乳幼児の食品だと 50 ベクレルとか、牛乳だと 50 ベクレル、飲料水だと 10 ベクレル。これはいろんな考え方に基づいてこういう基準があるのですが、一般の食品でも、食べ物であったとしても 1 キログラム当たり 100 ベクレルというところまでだったら体には大丈夫だという約束事で今の日本の社会というものが動いていることもご理解いただきたいと思えます。

【ご質問の要旨 21】

今でも舞洲工場で、ごみを燃やすのに防護服を着用していると聞いている。がれきとなると余計不安である。

(大阪市による回答要旨)

焼却炉内の作業の関係ですが、炉の中に入って作業をやる時には、つなぎになっている、つなぎ目の無い防護服を着て作業を行います。ダイオキシンの関係もありマスクもしております。作業現場ではどうしても中に入るときにはそういうものを着用しております。

(解説)

焼却工場での通常の作業においては、防護服等を着用することはありませんが、焼却炉内での作業等については、『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』に基づき、ダイオキシン類からのばく露防止対策の観点から、防じんマスク等の保護具や保護衣を着用して作業を行っております。

【ご質問の要旨 22】

がれきを受け入れて、舞洲工場で焼却すると施設自体が汚染されると1、2年で使えなくなってしまうが、施設を作り変える費用は計上しているのか。

(大阪市による回答要旨)

焼却工場は25年から30年稼働する計画で建設をしています。今回の廃棄物の受け入れにより設備がいたむとは考えておりません。また、塩害についても非常に濃度が低いため、設備には全く問題がないと考えています。

【ご質問の要旨 23】

数年後、数十年後に健康被害が出た場合の対処方法や責任の所在はどうなるのか。

(大阪市長による回答要旨)

食べ物の中にも日常生活で浴びているこの太陽光の中にも放射線という物は様々有り、レントゲンを写しても放射線を浴びます。普通に生活していても放射線を浴びますし、今の100ベクレル以下という食品基準でいけば、食べている中ではゼロということにはなりません。それは今回のがれきの放射線が原因なのか、この太陽光から出ている放射線が原因なのか、レントゲンを浴びたことが原因なのか、食べ物を食べたことが原因なのかは分からない。むしろ健康被害がないということを前提に基準をやっているのです。今、仮の話で、健康被害がと言われたので、あえてお答えしますが、仮にそういうことがあったとしても、それは普通に生活していても起こりうる話だということをご理解いただきたいです。

【ご質問の要旨 24】

医学的に治療をしようと思ってレントゲンをするということと、福島原発から出された放射能を浴びるということ、同列に並べて論じるのはおかしいのではないかと。

(大阪市による解説)

説明の中で安全性について、丁寧によりわかりやすく説明させていただくために、放射線は普段の生活でも浴びていることや、医療による被ばくを例にとりご説明させていただいたものです。

【ご質問の要旨 25】

宮城県でも、がれきの総量が当初考えていたよりも減少したという報道が出されているため、岩手のがれきについてももう一度大阪市は問う必要があるのではないかと。

(環境省による回答要旨)

5月に両県ともがれきの撤去作業が相当進み、より正確な数字がわかるようになり、新しい数字を発表しました。

宮城県は、当初1,570万トンと想定していましたが、1,150万トンということで、思ったより少なくなっています。一方、岩手県につきましては480万トンと当初思っていたのですが、これは530万トンと岩手県の方は思ったよりも多くなっています。その結果、広域処理の必要量がどうなったかですが、岩手県は当初57万トンを見込んでいましたが、これが増えて120万トンお願いしたいとなっています。宮城県は344万トン当初必要だと見込んでいたのが、今は127万トンになり、全体で見れば401万トンが247万トンに減っております。引き続き広域処理をぜひお願いしたいということで、両県知事から環境大臣の方に要請をいただいているという状況です。

【ご質問の要旨 26】

福島原発の事故はまだ収束しておらず、どんどん放射能を出している。去年の一般廃棄物の焼却灰のセシウム濃度は、岩手と大阪を比べて1,000倍の違いがあり、事故が収束していない限りこれ以上になっている可能性、それ以外の放射能が噴き出して岩手まできている可能性もあるかどうか。

(大阪市長による回答要旨)

事故がまだ収束していないということでいろいろと危険があるということですが、受入に際してその都度数字を測っていきます。松井知事も現地に行き、数字を測ったところ、大阪での数字と大差がなかったと大阪府議会で答弁しています。

(解説)

受入対象廃棄物の放射能濃度は不検出又は微量であり、大阪府が現地で直接確認いたします。1キログラムあたり100ベクレル以下のもの、これしか受け入れることはありません。

なお、岩手県の廃棄物の放射性セシウム濃度は、土砂分がほとんどはらい落されるので、秋田県の公表資料によると、例えば、宮古市の二次仮置場では、NDとなっており、検出されていません。

【ご質問の要旨 27】

津波によって家屋が倒壊したためアスベストがたくさん流れております。アスベスト以外にも 20 から 30 は分析されており、これを年に 1 回か 2 回排ガスを調べて安全だとは言えないのではないかと。

(大阪市による解説)

大気汚染防止法や下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、ヒ素・水銀・重金属等や PCB、テトラクロロエチレン等の規制値がありますが、本市焼却工場では、排ガス処理設備や排水処理設備といった公害防止設備を設置しており、また法律により定められた頻度で測定も行っております。例えば、排ガスについては、2 カ月に 1 回、排水については、月 1 回の頻度となっております。

その結果については、各規制値を十分下回ったものとなっております。

【ご質問の要旨 28】

被災地は、子供たちを移動させてほしいと望んでいる。行政がなんとかして学童疎開なりをするべきではないかと。

(大阪市長による回答要旨)

子供たちを受け入れるのが先ではないかということですが、これは私が知事時代に、大阪に関西にくるのであればどんどん来てくださいと言いました。しかし、被災地を代表する知事は故郷を離れる人は少ないと言っていました。被災地の皆さんのいろんな意見はありますが、被災地を代表する知事がそういう方針を示したということが、岩手県を代表する意見だという前提で物事を進めなければならないと思っています。

【ご質問の要旨 29】

被災地で提案されている防潮堤は、非常に良い提案だと思う。リアス式海岸に 300 km の防潮堤を作れば、今残っているがれきの 20 倍は必要だと、だからがれきを処理、処分できないという岩手県の知事その思惑を考えてください。

(環境省による回答要旨)

防潮林にがれきを使ったらどうかというご議論があるということですが、防潮林に使えるがれきは基本的には不燃物であり、不燃物の中でも汚染物質のついていないものについては出来るだけ防潮林などの資材として使っていこうということで環境省も積極的に県とも話をしているところです。木くず等については、これを埋めるとガスが出たり、水質汚濁の原因となったり、あるいは陥没するなど色々な問題があり、それを防潮林の資材にするということは環境保全上も、安全上も問題があると考えます。

【ご質問の要旨 30】

此花区で3回の説明会を開いて終わりなのでしょうか。今後、このような説明会を何十回予定しているのか。

（大阪市長による回答要旨）

この此花区での説明会は3回予定しており、そのあとは一般に説明会をさせていただく予定です。やはり住民のみなさんも、お集まりいただいた方は直接話が聞きたい、直接質問がしたいという方々が来られるように機会を設けていきますけれど、状況に応じて、この段階でまた説明をしないといけない時にはきちんと説明会はその時にやっていきます。

【ご質問の要旨 31】

此花区民の問題ではないと思う。6月20日にホームページがアップされて、私の家に回覧板が回ってきたのが27日。此花区民でも知らない方がたくさんいると思う。もっと広く伝えて、反対派の方、他区の方とも討論するべきではないか。

（大阪市長による回答要旨）

住民のみなさんとの討論というのも、意見交換というのも大切ですから、こういう形で住民説明会を開かせてもらいました。此花区民の方に限らず、他の区民の方の対象の一般の説明会もやっていきます。ただ、住民の皆さん一人一人と全て討論するということができないため、議会というものがあります。全ての此花区民の皆さん一人一人の意見を伺ってから判断するということは大変難しいことですので、議会での議論とこのような形での住民説明会での直接の意見交換、意見を伺うというこの2つで物事を進めていきたいと思っています。また必要な時に住民説明会をさせていただきたいと思っています。

【ご質問の要旨 32】

がれきを受け入れて地震が起きたらその対策はどうするのか。地震が起きたら諦めろということか。

（環境省による回答要旨）

埋立地の報告書が公開されていますのでご覧いただきたいのですが、処分地に入れたものが実際に津波で流されるということがあったとしても、周りの海域を基準以上に汚染することはないというところまで想定して評価をしておりますので、その点についても大丈夫と考えています。

（大阪市長による回答要旨）

受け入れる際に基準を超えたものを受け入れるのであれば、それが流された時にはどうなるという話になりますが、ただ先ほどから繰り返し言っていますが、今の科学的なその検討の結果、人体にも健康

にも影響がない、一般食品でも1kgあたり100ベクレルで、灰になった場合はまた基準が変わりますが、大丈夫だと言われている範囲で、仮にこれが海に流れていって、海の中に入ったとしてもそれは大丈夫だという、そういうものしか受け入れないということです。

(環境省による解説)

地震で処分場の中の焼却灰が外に出してしまうということは、基本的には想定はしておりませんが、万が一津波を受けて、焼却灰の中のセシウムが全部溶けだしたとしても、水中の濃度が環境省が告示で定めている基準を満たすという数値になりますので、ご安心いただきたいと思えます

【ご質問の要旨 33】

区域がセシウムに汚染されているという風評被害によって、資産価値が減少は免れないと思うが、何か保証はあるのか。

(大阪市長による回答要旨)

風評被害にならないように、受け入れの安全性の基準を満たされているものだとことをしっかりと国民にメッセージを発していきます。風評被害というのは元々言われのない被害であり、通常の生活をしている放射線を基準に考えて、全く問題のないものを受け入れることによって風評被害を出すという事は行政側の方の責任と考えますので、風評被害が無いように、松井知事とともに、その他の受け入れを表明している地域と一緒に、何か風評被害が上がれば、大阪市としても対処していきます。

今の流れから風評被害ということはないと思っていますが、仮に風評被害が起こった場合には、行政として政府にも風評被害がおきないように求めています。

【ご質問の要旨 34】

此花区が、がれきを受け入れたことによるマイナスだけでなく、政策上のプランによって資産価値が上がるようなことを告知してもらいたい。

(大阪市長による回答要旨)

国際戦略総合特区の指定を受けた地域がこの湾岸部にあたりますし、環境エリアの、新エネルギーの環境都市のモデルを目指していくということで、この処分場の上にもメガソーラー事業が動いています。もともとごみの処分地であり、上に建物を建てるような状況ではありませんから、メガソーラー事業で、環境都市、環境モデル都市というものを目指すという方針を出しています。

そういう形で、新しいエネルギー供給体制を構築できるような、そういう都市を、この湾岸部で引っ張ってリードしていきたいと思っています。

【ご質問の要旨 35】

質問は、質問者全員の話聞くべきではないのか。時間がないと言って切るのはおかしい。

(大阪市長による回答要旨)

質問については、きちんと大阪市としてお答えをしたいと思いますから、大阪市役所のホームページ、または府のホームページで連記をしながら質問にはお答えしたいと思います。

【ご質問の要旨 36】

灰が安全であるなら、市長をはじめ前に並んでいる方々の家の庭、あるいはその周りに埋設して、安全であるということを証明していただきたい。

(大阪市長による回答要旨)

灰は処分地として、そういう施設をつくったところにしか埋めることができません。仮に自宅の近くに処分地があれば受け入れたいと思いますが、我々の自宅に埋めることはできないこともご理解いただきたいと思います。

(解説)

一般廃棄物の焼却灰は、廃棄物処理法に定められた管理型処分場に埋め立てなければなりません。